各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の追加募集に係る事業計画書 (令和3年度)の提出について(依頼)

標記について、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び同省高等教育局私学部私学助成課から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

令和2年度第3次補正予算に計上された本事業について、令和3年3月1日付け及び令和3年7月1日付けで交付決定を行ったところですが、感染力の強い新たな変異株(デルタ株)への置き換わりや新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の全国的に急速に増加したことにより、各学校における感染症対策の一層の徹底が求められることなどを踏まえ、1校あたりの補助上限額を引きあげる実施要領の改正が行われました。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る 予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守 の上、計画調書を作成し、提出してください。

なお、本事業の追加申請にあたり、既に交付決定を受けている補助金額について、未執行の分がある場合 については、未執行分を全額活用し、また、既に購入した消毒液等の保健衛生用品等を活用してもなお不足 が見込まれる分に限って申請いただきますよう検討をお願いします。

記

1 募集対象事業

学校保健特別対策事業費補助金交付要綱(令和2年6月3日文部科学大臣裁定)に定める事業のうち、

- ○感染症対策等の学校教育活動継続支援事業
- ※補助対象学校種は、私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び 専修学校(高等課程)とする。
- ※補助対象となる学校は、次のとおりとする。
 - ①令和3年3月1日付け及び令和3年7月1日付け交付決定の対象となっていない学校
 - ②令和3年3月1日付け及び令和3年7月1日付け交付決定の対象となっている学校(今回申請の際の補助上限額は、改正後の補助上限額から既交付決定額を減じた額となります)
- ※補助対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- ※申請を希望する場合は、提出書類(1)「事業計画書」を学校単位で作成するものとする。
 - (例:同一法人内の中学校と高等学校が同一事業に申請を希望する場合、それぞれ中学校及び高等学校ごとに様式を作成)
- ※「事業計画書」における児童数及び生徒数は、令和2年5月1日現在のものとする。ただし、令和3年度に新設された学校については令和3年4月時点の児童生徒数とする。

2 提出書類

- (1) 事業計画書(別添1(様式1-5))
- 3 提出期限及び提出方法等
 - (1)提出期限

令和3年9月22日(水)17時【厳守】

(2)提出方法

- ①上記2に記載の提出書類 (Excel 形式) を電子メールにより提出
 - ※電子メールの件名は「【学校名】学校教育活動継続支援事業計画書(追加募集)の提出について」と してください。
 - ※提出書類のファイル名は「【整理番号】【学校名】学校教育活動継続支援事業計画書(追加募集)」としてください。(整理番号は、提出書類(Excel 形式)のシート内に表示されるものとしてください。)

(3)提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ (電子メール) shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

4 留意事項

- ・計画調書の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成 するようにしてください。
- ※文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 宮川、井上

電 話:06-6941-0351 (内線 4852) /06-6210-9274 (直通)

E-mail: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp